

ODNテレコムチャージ会員用利用規約

第1条（テレコムチャージの利用）

1. 日本テレコム株式会社（以下「当社」といいます。）は、本規約に基づき、会員（以下に定義します。）に対してテレコムチャージ（以下に定義します。）を提供します。
2. 会員は、テレコムチャージを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
3. 会員は、本規約のほか、テレコムチャージの利用に関して当社が別途会員向けに提示する個別の詳細な利用条件（以下「利用条件」といいます。）に従うものとします。なお、本規約と異なる利用条件等が当社から提示された場合は、当該利用条件が本規約に優先するものとします。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。
2. 前項の変更は、別に通知する場合を除き、当社から会員に対して、当社WEBサイト上の掲示により通知したときに有効になるものとし、それ以後のテレコムチャージの利用については、変更後の本規約に従うものとします。
3. テレコムチャージのサービス内容の変更については、前2項を準用します。

第3条（用語の定義）

本規約において、次の各号記載の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

（1）「テレコムチャージ」とは、

当社が提供する会員制のオンライン決済サービスであって、会員の情報を会員登録時以外にインターネット上で送信することなく、インターネット上で行われる売買の代金決済を行うものをいいます。

（2）「会員」とは、

本規約を承認のうえ、当社所定の手続きに従ってテレコムチャージの会員登録の申込みを行い、当社によりテレコムチャージの利用資格を有する会員として登録された者をいいます。

（3）「販売者」とは、

オンラインで商品等（以下に定義します。）の購入の申込みを受け付け、商品等を販売する目的でインターネット上に仮想店舗を設けている者のうち、当社とテレコムチャージの利用契約を締結した者をいいます。

（4）「店舗」とは、

販売者が商品等を販売するためにインターネット上に設けている仮想店舗であつ

て当社により承認されたものをいいます。

(5) 「商品等」とは、

販売者が店舗において販売する物品、音楽・ゲームその他をデジタル化した電子情報（デジタルコンテンツ）、および役務をいいます。

(6) 「個別契約」とは、

販売者・会員間の個々の商品等売買契約で、代金の決済にテレコムチャージが利用されるものをいいます。

(7) 「ODNメールアドレス」とは、

ODNより提供されたメールアドレスをいいます。なお、会員がODNコンテンツ会員の場合は、第7条により通知するメールアドレスとしてODNメールアドレスを付与します。

第4条（会員登録）

1. テレコムチャージの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約を承認したうえで、当社所定の手続きに従って会員登録の申込みを行うものとします。但し、利用希望者が20歳未満の場合には、当該利用希望者は、親権者等法定代理人の同意を得ることが必要です。
2. 利用希望者による前項の申込みに対して、当社より会員登録を承諾する旨の通知が発信された時点をもって、当該利用希望者と当社との間に、テレコムチャージ利用契約が成立し、当該利用希望者は会員として登録されるものとします。
3. 当社は利用希望者が次の各号に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、当該利用希望者の会員登録を認めないことがあります。
 - (1) 利用希望者が実在しない場合
 - (2) 利用希望者が20歳未満の場合
 - (3) 利用希望者が日本国外に居住または所在地を置く場合
 - (4) 利用希望者が既に会員として登録されている場合
 - (5) 利用希望者が過去に本規約に違反した事実がある場合または過去に会員登録を抹消された事実がある場合
 - (6) 会員登録の申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
 - (7) 利用希望者がODNサービスまたはテレコムチャージ利用料金の支払を滞納しているか、または支払を怠るおそれがある場合
 - (8) 利用希望者が成年被後見人または被保佐人もしくは被補助人であり、会員登録の申込みの際に法定代理人（後見人）または保佐人もしくは補助人の同意等を得ていない場合
 - (9) その他当社が当該利用希望者を会員とすることを不適切と判断した場合

4. 会員は、テレコムチャージを私的にのみ利用するものとし、テレコムチャージを利用して営利行為を行わないものとします。

第5条（会員設備等の設置および維持）

会員は、自らの費用で、テレコムチャージを利用するために必要となる通信機器、コンピューターその他のハードウェアおよびソフトウェアの一切（以下総称して「会員設備等」といいます。）を設置し、これを維持・管理するものとします。

第6条（ID等）

1. 会員は、テレコムチャージの利用にあたり、当社より付与されたODN利用のためのID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を使用するものとします。
2. 会員は、ID等を、責任を持って厳重に管理するものとします。会員は、自己のID等によりなされたテレコムチャージの利用に係わる一切の行為およびその結果について、当該行為を会員自身が行ったか否かまたは会員自身の過失の有無を問わず、自らその責任を負うものとします。
3. 会員は、ID等の貸与または譲渡・売買等の処分をしてはならないものとします。
4. 会員は、ID等の盗難もしくは失念があった場合またはID等が第三者に使用されていることが判明した場合には直ちに当社にその旨を届け出るとともに、当社からの指示に従うものとします。

第7条（通知方法）

1. テレコムチャージまたは本規約に関する当社から会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、利用者のODNメールアドレス宛の電子メールまたは当社WEBサイト上の掲示により行います。
2. 電子メールによる通知の場合、当社が発信した電子メールが当該会員の利用するPOPサーバーに到着したときをもって、通知が到達したものとみなします。
3. 当社WEBサイト上の掲示による通知の場合、当該通知が当社WEBサイト上に掲示され、会員が当該通知を閲覧することが可能になったときをもって、通知が到達したものとみなします。

第8条（届出事項の変更等）

1. 会員は、会員登録申込みの際に届け出た事項に変更のあった場合は、遅滞なく所定のフォーマットにより当社に届け出るものとします。なお、パスワードについては、当社所定の手続きをとることにより、会員にて任意に変更できます。
2. 前項の届出を怠ったために会員に生じた損害について当社はその責を負いません。変更の届出を怠ったために当社からの会員に対する通知が延着し、または不到達とな

っても、通常到達すべきときに到達したとみなされます。

第9条（会員と販売者の関係）

1. 会員は、自己の判断に基づいて個別契約を締結するものとします。当社は、店舗および商品等の完全性、正確性、有用性および合目的性等につき、会員に対していかなる保証も行いません。会員は、店舗または商品等に関する苦情を当社に対して申立ててはならないものとします。
2. 会員は、販売者との間に生じた紛争（個別契約の成否（なりすましを含みます。）・有効性、品違い、商品等の瑕疵、配達の遅延等）を自己の責任と費用において解決するものとし、当社は、かかる紛争に起因して会員に生じる損害につき、当社に帰責性がない限り、一切の責任を負わないものとします。
3. 会員と販売者との間の紛争に起因して当社が損害を被った場合、会員は当該損害を賠償するものとします。

第10条（個別契約）

1. 会員は、販売者所定の方法により個別契約の申込みを行うものとします。
2. 会員は、前項の申込み手続き後に、テレコムチャージのWEBサイト上にて所定の手続き（ID等の入力を含みます。）に従い、決済意思確認手続きを行うものとします。
3. 会員は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、当該個別契約にかかる代金決済のためにテレコムチャージを利用することができません。
 - （1）前項の決済意思確認手続きを行わない場合
 - （2）ODN利用料金の支払いを滞納している場合
 - （3）会員がODNサービスまたはテレコムチャージの利用資格の一時停止を受けている場合

第11条（利用の制限）

1. 会員によるテレコムチャージのご利用は、原則として当社より通知するお客様番号（以下「お客様番号」といいます。）を単位として累計で月額30,000円を上限（以下「利用上限額」といいます。）とします。
2. 前項のほか、会員は自己の判断により、当社が定める利用条件の範囲内において、お客様番号を単位として任意の利用上限額の設定変更を申し出ることができるものとします。なお、ご利用状況によってはお申し出をお受けできない場合があります。
3. ただし、ご利用のタイミング（当該月の利用額の累計が利用上限額未満の状態において、会員が新規に行った注文により、その累計額が利用上限額を超過する場合）や、利用登録することによって継続的に発生する商品の代金、または一部の商品の代金に

については、利用上限額を超えて利用できる場合があります。なお、当月のご利用状況は、テレコムチャージのWEBサイト上にてご確認いただけます。

4. 会員は、第1項または第2項で定める利用上限額を超えて利用した場合においても、当然に支払い義務を負うものとします。

第12条（代金債権の譲渡）

1. 当社は、個別契約が成立した時点で、販売者から、会員に対する当該個別契約に係わる商品等の代金債権（以下「代金債権」といいます。）の譲渡を受けるものとします。会員は、第4条第1項の会員登録の申込みをしたことにより、当該代金債権の譲渡につき、予め何らの異議なく承諾したものとします。
2. 前項に定める販売者から当社への代金債権の譲渡については、解除または当該代金債権の買戻しが生じることがあります。会員は、第4条第1項の会員登録の申込みをしたことにより、当該代金債権の復帰的移転につき、予め何らの異議なく承諾したものとし、爾後当該代金債権の処理については、直接販売者との間で解決するものとします。

第13条（代金の支払い）

1. 会員は、商品等の代金を、これにかかる消費税および地方消費税相当額とあわせて、ODNサービス利用料金と合算して支払うものとします。
2. 会員は、商品等の代金の支払に関連して販売者との間で生じた紛争を、自己の責任と費用において解決するものとし、当社は、当該紛争に起因して会員に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。
3. 会員と販売者との間の紛争に起因して当社が損害を被った場合、会員は当該損害を当社に賠償するものとします。
4. 会員は当社所定の手続きにより支払方法を変更することができるものとします。ただし、ODNコンテンツ会員の場合は、支払方法を変更することができません。

第14条（会員情報の取扱い）

1. 当社は、会員情報（テレコムチャージお申込時またはテレコムチャージ提供中に、当社が会員に関して取得する個人情報を含む全ての会員に係る情報をいいます。以下同じとします。）を、当社の定めるプライバシーポリシーにより利用するものとします。

（注）プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。

(⇒<http://japan-telecom.co.jp/privacypolicy/index.html>)

2. 会員は、前項に定めるところにより当社が会員情報を利用することに同意していただきます。
3. 会員は、当該会員が商品等の代金の支払いを怠った場合には、当社から販売者およびカード会社に対して、必要な範囲で当該会員の会員情報を開示することがあることを予め承諾したものとします。

第15条（権利の譲渡）

会員は、テレコムチャージの利用に関して会員が有する一切の権利について貸与または贈与・売買等の処分をしてはならないものとします。

第16条（業務委託）

当社は、テレコムチャージの業務の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することができます。

第17条（提供の停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、テレコムチャージの一部または全部の提供を一時停止することがあります。
 - (1) テレコムチャージ提供のための装置・システムの保守点検・更新を定期的に、または緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電等の人為的災害によりテレコムチャージの提供ができなくなった場合。
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりテレコムチャージの提供ができなくなった場合。
 - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合等、テレコムチャージのシステム外の事情により提供ができなくなった場合。
 - (5) その他不測の事態により当社がテレコムチャージの提供が困難と判断した場合。
2. 当社は、前項の規定によりテレコムチャージの提供を一時停止する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に会員に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 第1項各号に定める事由によりテレコムチャージの提供が一時停止されたことに起因して利用者に生じる損害につき、当社に帰責性ある場合の損害賠償の範囲は、通常損害、直接損害、積極損害の範囲を限度とします。

第18条（利用資格の停止、会員登録の抹消）

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に何ら事前の通知または催告をすることなく、利用資格を一時停止し、または会員登録を抹消することができます。

- (1) 会員が第4条第3項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) ODNサービスの利用資格を一時停止されるか、または抹消された場合
- (3) 自己のID等を不正に使用し、または第三者に使用させた場合
- (4) 当社が提供するテレコムチャージに関する情報を当社の承諾を得ることなく改変した場合
- (5) 不正の目的をもってテレコムチャージを利用した場合
- (6) テレコムチャージの提供の妨害をした場合
- (7) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行った場合
- (8) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行った場合
- (9) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為を行った場合
- (10) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為を行った場合
- (11) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為を行った場合
- (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為を行った場合
- (13) ODNサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (14) 他人になりすましてODNサービスを利用する行為を行った場合
- (15) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為を行った場合
- (16) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為を行った場合
- (17) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為を行った場合
- (18) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行った場合
- (19) その行為が前述(7)から(18)のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為を行った場合
- (20) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した

行為を行った場合

- (21) 本規約に違反した場合
 - (22) 会員について支払の停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
 - (23) 会員の資産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送された場合
 - (24) 解散または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - (25) 当社にとって会員が所在不明になったとき
 - (26) その他会員として不適切と当社が判断した場合
2. 会員登録を抹消された場合、当該会員は、当社に対する債務のすべてについて期限の利益を失うものとします。
 3. 会員がODNコンテンツ会員でありテレコムチャージの利用実績が1年以上発生しなかった場合、当社は一定の予告期間をもって、当初所定の方法により会員に通知することにより、会員登録を抹消することができるものとします。

第19条（退会）

1. 会員が、退会を申し出る場合には、当社所定の手続きに従って当社への通知を行うものとします。当該通知が当社に到達したのち、当社は、当該会員の会員登録を抹消します。前条第2項の規定はこの場合においても準用します。
2. 会員は、退会後は、テレコムチャージの利用に関する一切の権利を失うものとします。
3. 会員が死亡した場合には、その時点で退会したものとみなします。

第20条（提供の終了）

1. 当社は、テレコムチャージの提供を終了する場合、会員に事前に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
2. 前項に定める通知は、テレコムチャージのWEBサイト上に掲示する方法によるものとし、当該掲示を開始してから1ヶ月を経過した時点で会員に到達したとみなすものとします。

第21条（第三者との紛争）

1. 会員がテレコムチャージの利用に関連して、第三者との間に紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用をもって当該紛争を解決し、当社に損害を与えることのないようにします。
2. 会員と第三者との間の紛争に起因して当社が損害を被った場合、会員は当該損害を当社に賠償するものとします。

第 22 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 23 条（合意管轄）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

* 付則：本規約は、2000年12月1日から実施します。

- : 2001年11月 1日 一部改訂
- : 2002年10月18日 一部改訂
- : 2002年10月21日 一部改訂
- : 2002年10月31日 一部改訂
- : 2003年 5月13日 一部改訂
- : 2003年 7月 1日 一部改訂
- : 2003年11月 7日 一部改訂
- : 2004年 6月 1日 一部改訂
- : 2004年 6月14日 一部改訂
- : 2005年 3月31日 一部改定
- : 2005年 4月 7日 一部改訂

以 上